

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局総務部環境政策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…七
- 保安林の指定解除予定……………(産業労働局農林水産部森林課)…一〇
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…一〇

### 公告

- 東京都功労者表彰……………(福祉保健局生活福祉部地域福祉課)…三

### 告示

●東京都告示第千五百八十七号  
 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づ

き、(仮称)品川駅北周辺地区一街区、二街区、三街区、四街区開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十一日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 事業段階関係地域の範囲

港区 芝五丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、芝浦四丁目、港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目、港南四丁目、高輪一丁目、高輪二丁目、高輪三丁目、高輪四丁目、三田二丁目、三田三丁目、三田四丁目、白金一丁目、白金二丁目及び南麻布二丁目の区域

#### 品川区

北品川六丁目、東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五反田三丁目、大崎一丁目、大崎二丁目、大崎三丁目、大崎四丁目、大崎五丁目、西品川三丁目、豊町一丁目、戸越一丁目、戸越二丁目、戸越三丁目、戸越四丁目、戸越五丁目、戸越六丁目、平塚一丁目、東中延一丁目及び東中延二丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二

渋谷区代々木二丁目二番二号

#### 三 対象事業の名称及び種類

(仮称)品川駅北周辺地区一街区、二街区、三街区、

#### 四街区開発事業

自動車駐車場の設置

#### 四 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区芝浦四丁目、港南二丁目、高輪二丁目及び三田三丁目に位置する敷地面積約七・二ヘクタールに、業務、商業、文化創造施設、教育施設、住宅、ホテル及び駐車場等の複合施設を整備するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

#### 六 評価書案の縦覧

##### (一) 期間

平成三十年十一月二十一日から同年十二月二十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

##### (二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

##### (三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

- ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）
- イ 対象事業の名称
- ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成三十一年一月四日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課  
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記（原文のまま記載）

**環境に及ぼす影響の評価の結論**  
対象事業の実施に伴い発生する、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）及び地域の概況を勘案して選定した環境影響評価の項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(7)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p><b>a. 工事の施行中</b></p> <p><b>【建設機械の稼働】</b> 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の年間98%値)は最大0.068ppmで、環境基準(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を上回り、建設機械の稼働による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は46.5%である。</p> <p>浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の2%除外値)は最大0.060mg/m<sup>3</sup>で、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を満足し、建設機械の稼働による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は26.2%である。</p> <p>なお、工事の実施にあたっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の集中稼働を避ける等効率的な稼働に努めるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の採用等、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質への寄与は大きいが見地からの環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は軽減されるものと考ええる。</p> <p><b>【工事用車両の走行】</b> 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度等に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の年間98%値)は0.046～0.049ppmであり、環境基準(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足する。工事用車両の走行による濃度が工事の施行中の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は1.2～2.0%である。</p> <p>浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度等に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度(日平均値の2%除外値)はすべての地点で0.043mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を満足する。工事用車両の走行による濃度が工事の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は0.1未満～0.1%である。</p> <p>なお、公共交通の助行等、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいものと考ええる。</p> <p><b>b. 工事の完了後</b></p> <p><b>【関連車両*の走行】</b> 二酸化窒素については、バックグラウンド濃度等に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度(日平均値の年間98%値)は幹線道路で0.045～0.047ppm、支線道路で0.044～0.045ppmであり、環境基準(0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足する。関連車両の走行による濃度が工事の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は0.1未満～0.8%である。</p> <p>浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度等に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度(日平均値の2%除外値)はすべての地点で0.043mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を満足する。関連車両の走行による濃度が工事の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は幹線道路、支線道路ともに0.1未満～0.1%である。</p> <p>なお、公共交通の利用や、荷物き車同等の管理用車両の効率的な運用及び台数の低減、マイドリンゲストップの助行等、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいものと考ええる。</p>

\*：関連車両=工事の完了後(供用後)に、本事業に出入りする発生集中車両。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染(つぎ)	<p><b>b. 工場の完了後(つぎ)</b></p> <p><b>【地下駐車場の供用】</b> 二酸化窒素については、パワングラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工場の完了後の将来濃度(日平均値の年間98%値)は最大0.044ppmで、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下を満足する。地下駐車場の供用に伴う濃度の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は0.4%である。 浮遊粒子状物質については、パワングラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工場の完了後の将来濃度(日平均値の2%除外値)は最大0.043mg/m<sup>3</sup>で、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を満足する。地下駐車場の供用に伴う濃度の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は0.1%である。 なお、公共交通の利用や、荷捌き車両等の管理用車両の効率的な運用及び台数の低減、アイドリイングストップの励行等、更なる影響の低減に努める。 以上のことから、地下駐車場の供用に伴う大気質への影響は小さいものと考える。</p> <p><b>【熱源施設の稼働】</b> 二酸化窒素については、パワングラウンド濃度に熱源施設の稼働に伴う濃度を加えた工場の完了後の将来濃度(日平均値の年間98%値)は最大0.044ppmで、環境基準(0.04ppm)から5.0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下を満足する。熱源施設の稼働に伴う濃度の完了後の将来濃度(年平均値)に占める割合(寄与率)は0.4%である。 以上のことから、熱源施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいものと考える。</p>
2. 悪臭	<p><b>【バイオガス利用設備の稼働に伴う臭気】</b> 本事業で計画するバイオガス利用設備は、臭気対策として、厨房生ごみは専用の運搬車両(ベッカラー車)により原則計画地内の地下車路を通行し、厨房排水は密閉配管にて厨房除害設備等に圧送する。また、バイオガス利用設備からの臭気は、排気口で臭気指数12未満となる既装置等の検封を行うとともに、排気口は4街区屋上(6L+約160m)に設置する。 以上のことから、敷地境界線における臭気指数は12未満となり、評価の指標とした周辺地域の日常生活に著しい影響を及ぼさないことを満足するものと考える。</p>
3. 騒音・振動	<p><b>a. 工場の施工中</b></p> <p><b>【建設機械の稼働】</b> 工事区域敷地境界における最大騒音レベル(80dB)は、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(85dB以下)を満足する。 なお、工事の実施にあたっては、建設機械が1箇所ですべて集中稼働することがないようにする等、環境保全のための措置を実施することにより、更なる建設機械の稼働による騒音の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響が発生するが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は軽減されるものと考えられる。</p> <p><b>工事区域敷地境界における最大振動レベル(69~70dB)は、指定建設作業に適用する振動の動告基準(70dB以下)を満足する。</b> なお、工事の実施にあたっては、建設機械が1箇所ですべて集中稼働することがないようにする等、環境保全のための措置を実施することにより、更なる建設機械の稼働による振動の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の影響が発生するが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う振動の影響は軽減されるものと考えられる。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 騒音・振動(つぎ)	<p><b>a. 工場の施工中(つぎ)</b></p> <p><b>【工事用車両の走行】</b> 工事用車両の走行台数が最大になる時期において、工事用車両が走行する時間(7~19時)を含む昼間(6~22時)の幹線道路における道路端の騒音レベルは64~69dBであり、すべての地点で騒音に係る環境基準(70dB以下)を満足する。 また、工事用車両の走行による増加騒音レベルは、1未満~1dBである。 なお、工事の実施にあたっては、適切な車両の運行管理により工事用車両の集中化を避け、不要なふかしの防止に努める等、更なる影響の低減に努める。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいものと考える。</p> <p>工事用車両の走行台数が最大になる時期において、工事用車両が走行する時間(7~19時)の幹線道路における道路端の最大振動レベルは昼間が44~51dB、夜間が42~47dBであり、すべての地点で評価の指標とした環境確保条例に基づく日常生活等に適用する規制基準(【昼間】第一種区域：60dB以下、【夜間】第一種区域：55dB以下、第二種区域：60dB以下)を満足する。 また、工事用車両の走行による増加振動レベルは、1未満~1dBである。 なお、公共交通の利用や、荷捌き車両等の管理用車両の効率的な運用及び台数の低減、更なる影響の低減に努める。 以上のことから、関連車両の走行に伴う振動の影響は小さいものと考える。</p>
b. 工場の完了後	<p><b>【関連車両の走行】</b> 関連車両の走行に伴う道路端の騒音レベルは、幹線道路で昼間が63~69dB、夜間が59~66dB、支線道路で昼間が56~64dB、夜間が50~62dBであり、夜間の一部の地点で環境基準値を上回るが、その他の地点は環境基準(【昼間】70dB以下又は65dB以下、【夜間】65dB以下又は60dB以下)を満足する。 関連車両の走行による増加騒音レベルは、幹線道路で1未満~1dB、支線道路で1未満~2dBである。また、一部の地点で環境基準値を上回るが、上回る地点の関連車両の走行による増加騒音レベルは1未満~1dBである。 なお、公共交通の利用や、荷捌き車両等の管理用車両の効率的な運用及び台数の低減、更なる影響の低減に努める。 以上のことから、関連車両の走行に伴う騒音の影響は小さいものと考える。</p> <p>関連車両の走行に伴う道路端の最大振動レベルは、幹線道路で昼間が43~48dB、夜間が42~45dB、支線道路で昼間が44dB、夜間が41dBであり、評価の指標とした環境確保条例に基づく日常生活等に適用する規制基準(【昼間】第一種区域：60dB以下、第二種区域：65dB以下、【夜間】第一種区域：55dB以下、第二種区域：60dB以下)を満足する。 また、関連車両の走行による増加振動レベルは、幹線道路で1未満~2dB、支線道路で1未満~1dBである。 なお、公共交通の利用や、荷捌き車両等の管理用車両の効率的な運用及び台数の低減、更なる影響の低減に努める。 以上のことから、関連車両の走行に伴う振動の影響は小さいものと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 水質汚濁	<p><b>a. 工事の完了後</b></p> <p>【<b>地中熱利用に伴う地下水の温度</b>】          本事業で計画する地中熱利用設備は「クローズドループ方式(地下水なし)」であり、類似事例から判断すると、計画地周辺の地下水の温度へ大きな影響を及ぼさないと考えられる。なお、地下水の温度変化を小さくするため、設備の稼働は昼夜を通じての運転、冷房・暖房に備った運転は行わない、及び運転におけるモニタリング等(確認、管理)を行うことにより、適切な地下水への採排熱負荷の防止を図る。          以上のことから、評価の指標とした計画地周辺の地下水の温度に著しい影響を及ぼさないことを満足するものと考えられる。</p>
5. 地盤	<p><b>a. 工事の施行中</b></p> <p>【<b>掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度</b>】          本事業では、掘削部周囲に剛性が高い山留壁を、十分な根入れ深さを確保した上総層群(固結シルト)まで構築する計画である。          また、1街区、2街区、4街区の計画建物は順打工法を、3街区の計画建物は逆打工法を採用する計画である。順打工法では、切梁等の仮設支保工により山留壁を保持する。逆打工法では、計画建物の躯体を地下1階、地下2階と上から順に地下躯体を構築し、先行床で山留壁を保持する。          したがって、周辺地盤の変形を抑制するために、剛性の高い山留壁の構築、順打工法での切梁等の仮設支保工による山留壁の保持、逆打工法での先行床による山留壁の保持を行うことにより、山留壁の変形は最小限に抑えられ、掘削区域周辺における掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度は小さいと考えられる。          以上のことから、評価の指標とした地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないことを満足するものと考えられる。</p> <p>【<b>掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度</b>】          本事業では、掘削部周囲に透水性が高い山留壁を、十分な根入れ深さを確保した難透水層の上総層群(固結シルト)まで構築する計画である。          掘削工事で、掘削に伴い山留壁に囲まれた範囲内の地下水を排水することから、周辺部から山留壁に囲まれた範囲内への地下水の流入はほとんど無く、周辺地下水の水位の低下は抑えられ、掘削工事に伴う地下水の水位の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいと考えられる。          なお、掘削にあたっては、地下水位の状態を事前に確認し、必要に応じて最小限の範囲で地下水位低下工法(ゲイザー・グウェル工法)を採用する。採用にあたっては、計画地周辺へ影響を及ぼさないよう、揚水深度や揚水量等、十分な検討を行うものとする。          以上のことから、評価の指標とした地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないことを満足するものと考えられる。</p> <p><b>b. 工事の完了後</b></p> <p>【<b>地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度</b>】          本事業では、地下構造物(山留壁・地下躯体)の存在により、計画地周辺の帯水層中の地下水の流れを妨げ、流況に変化を及ぼす可能性があるが、これらの帯水層は、計画地周辺に広く分布しており、山留壁の設置範囲は帯水層の分布範囲に比べて狭く、地下水は山留壁の周囲を迂回して流れ、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいと考えられる。          以上のことから、評価の指標とした地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないことを満足するものと考えられる。          なお、工事の完了後において、地下水の揚水は計画していない。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 水循環	<p><b>a. 工事の施行中</b></p> <p>【<b>掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度</b>】          掘削工事で、掘削に伴い山留壁に囲まれた範囲内の地下水を排水することから、周辺部から山留壁に囲まれた範囲内への地下水の流入はほとんど無く、周辺地下水の水位の低下は抑えられ、掘削工事に伴う地下水の水位の変化の程度は小さいと考えられる。          なお、掘削にあたっては、地下水位の状態を事前に確認し、必要に応じて最小限の範囲で地下水位低下工法(ゲイザー・グウェル工法)を採用する。採用にあたっては、計画地周辺へ影響を及ぼさないよう、揚水深度や揚水量等、十分な検討を行うものとする。          以上のことから、評価の指標とした地下水の水位、流況に著しい影響を及ぼさないことを満足するものと考えられる。</p> <p><b>b. 工事の完了後</b></p> <p>【<b>地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度</b>】          地下構造物(山留壁・地下躯体)の存在により、計画地周辺の帯水層中の地下水の流れを妨げ、流況に変化を及ぼす可能性があるが、これらの帯水層は、計画地周辺に広く分布しており、山留壁の設置範囲は帯水層の分布範囲に比べて狭く、地下水は山留壁の周囲を迂回して流れ、地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいと考えられる。          以上のことから、評価の指標とした地下水の水位、流況に著しい影響を及ぼさないことを満足するものと考えられる。          なお、工事の完了後において、地下水の揚水は計画していない。</p>
7. 日影	<p><b>a. 工事の完了後</b></p> <p>【<b>冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度</b>】          計画地周辺地域では、第一京浜以西の大部分が日影規制の規制対象区域であり、計画地の西側敷地境界から約90m以遠に規制対象区域(第一種住居地域及び第二種住居地域等)がある。計画建築物による冬至日における日影時間は、各街区の計画建築物の日影時間を複合した場合において日影規制の範囲内に収まる。したがって、敷地毎(1街区、2街区、3街区、4街区)の日影時間においても日影規制を満足する。          以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を満足するものと考えられる。</p>
8. 電波障害	<p><b>a. 工事の完了後</b></p> <p>【<b>計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害</b>】          計画建築物の設置により、地上デジタル放送については計画地の南西方向の一部の地域において遮へい障害が、衛星放送については計画地の北北東～北東方向の一部の地域において遮へい障害が生じると予測されるが、計画建築物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」(昭和51年 郵政省電波監理局長通達)に基づき、CATVの活用等の適切な障害対策を講じる。また、電波障害の発生が予測される地域以外において、計画建築物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じる。          以上のことから、評価の指標としたテレビ電波の受信障害を起さないことを満足するものと考えられる。          なお、地上デジタル放送の反射障害は、デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から、障害は予測されない。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
9. 風環境	<p><b>a. 工事の完了後</b></p> <p>【平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】</p> <p>計画建物建設後(対策後)においては、建設前において中高層市街地相当(オフィス街で見られる風環境)の領域Cである地点を除いて、すべての地点が住宅地相当(住宅街で見られる風環境)の領域A又は低中層市街地相当(住宅地とオフィス街の中間的な街区で見られる風環境)の領域Bである。また、強風地域相当(併ましくもない風環境)の領域Dは出現しない。</p> <p>以上のことから、計画建物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあるものの、計画地内に防風植栽を施すことで、建設前において領域Cである地点を除いて、領域A及び領域B相当の風環境となり、計画地及びその周辺の土地利用に妨がし、評価の指標とした「風工学研究所の提案による風環境評価指標」を満足するものと考ええる。</p>
10. 景観	<p><b>a. 工事の完了後</b></p> <p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地周辺の主要な景観の構成要素は、業務・住宅・ホテルや複合商業施設が集積する。また、近傍において新たな大規模な再開発が予定されている。</p> <p>本事業の主要用途は、業務・商業等の複合施設や住宅であり、地域の土地利用の用途としては大きく変化させることはないが、本事業は品川市河基地跡地の大規模な土地利用転換による高度有効利用を図り、高度な機能が集積した新たな複合市街地を形成することから、主要な景観要素は改変すると考えられる。</p> <p>本事業では、新駅に接続する広場に賑わいの顔を開けるとともに、駅と街の賑わいが一体に感じられるよう、空間づくりの工夫を行うこと等による「品川の玄関口にふさわしい、多様な交流が感じられる駅前顔の顔の形成」、頂部の流れ・動き、隣棟間隔の確保等による「群としての特徴性を備えたスカイラインの形成」が図られると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「品川の玄関口にふさわしい、多様な交流が感じられる駅前の顔の形成」、「群としての象徴性を備えたスカイラインの形成」を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>近景域は、計画地からの距離、眺望地点と計画地の既存建築物の存在及び周辺計画建物の存在により、眺望は変化し、「南北の運り、中低層部のつながり及び建物の隣棟間隔の確保が感じられる象徴的な都市的景観」、「眺望に大きな変化は感じられず、周辺の既存建築物と一体となった都市的景観」が形成されると考える。</p> <p>中景域は、「既存の建築物の背後に計画建物の一部が確認され、既存建築物と一体となった都市的景観」、「群としての象徴性を備えたスカイラインが感じられる景観」が形成されると考える。</p> <p>遠景域は、「計画建物が遠くに見えるか又は認識されず、眺望に大きな変化は感じられず、周辺の既存建築物と一体となった都市的景観」が形成されると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「南北の運り象徴的な都市景観をつくる」、「群としての象徴性を備えたスカイラインの形成」を満足するものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画地周辺の計画建物近接部では、既に現況において既存建築物により圧迫感を感じやすい状況であり、工事の完了後には計画建物が新たな建物として認識され、圧迫感の指標となる形態率が計画建物により約1.6～12.9ポイント増加する。</p> <p>本事業では、隣棟間隔の確保、高層棟のボリュームムーン分節と折側の壁面分節、妻側の垂直ラインの強調及び地上部に中高木によるまとまった緑化、低層部の屋上緑化、壁面緑化の確保を行うことから、圧迫感の低減が図られると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした圧迫感の軽減を図ることを満足するものと考えられる。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11. 廃棄物	<p><b>a. 工事の施行中</b></p> <p>【撤去建造物の解体に伴う建設廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分の方法】</p> <p>撤去建造物の解体に伴う建設廃棄物の排出量は約96,300t、再資源化量は約6,200t(再資源化率約6%)と予測する。建設廃棄物については、関係法令等に基づき再生利用可能な廃棄物は積極的にリサイクルに努め、その他の建設廃棄物は産業廃棄物処理業の許可を受けた処理業者により搬出して適正に処理・処分し、関係法令に定められている事業者の責務を果たすことと、評価の指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」に示されている目標値を達成するものと考えられる。</p> <p>【計画建物の建設に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量、有効利用量及び処理・処分の方法】</p> <p>計画建物の建設に伴う建設廃棄物(建設汚泥除く)の排出量は約26,500t、再資源化量は約25,300t(再資源化率約95%)、建設汚泥の排出量は約195,900m<sup>3</sup>、再資源化量は約188,100m<sup>3</sup>(再資源化率約96%)と予測する。建設廃棄物については、関係法令等に基づき再生利用可能な廃棄物は積極的にリサイクルに努め、その他の建設廃棄物は産業廃棄物処理業の許可を受けた処理業者により搬出して適正に処理・処分し、関係法令に定められている事業者の責務を果たすことと、評価の指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」に示されている目標値を達成するものと考えられる。</p> <p>また、計画建物の建設に伴う建設発生土の排出量は約1,704,100m<sup>3</sup>、有効利用量は約1,499,600m<sup>3</sup>(有効利用率約88%)と予測する。建設発生土については、「東京都建設リサイクルガイドライン」(平成30年4月 東京都)に基づき効力有効利用を図り、関係法令に定められている事業者の責務を果たすことと、評価の指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」に示されている目標値を達成するものと考えられる。</p>
12. 温室効果ガス	<p><b>a. 工事の完了後</b></p> <p>【施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度】</p> <p>計画建物からの温室効果ガス排出量は約43千t-CO<sub>2</sub>/年であり、基準温室効果ガス排出量(約72千t-CO<sub>2</sub>/年)と比較した削減量は約29千t-CO<sub>2</sub>/年、削減率は約40%と予測する。</p> <p>本事業では、建築的手法、設備的手法等による省エネルギー措置の実施、及び自営電力等の使用等により、温室効果ガスの排出量の削減に努めることにより、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」、「東京都建築物環境配慮指針」に示される事業者の責務を果たすものと考えられる。</p> <p>なお、住宅用途については、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく、断熱等性能等級4程度以上の確保を目指す計画である。</p> <p><b>b. 工事の完了後</b></p> <p>【施設供用後の事業活動に伴い排出される事業系廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分の方法】</p> <p>施設供用後の事業活動に伴い排出される事業系廃棄物の種類は一般廃棄物が紙類、生ごみ等、産業廃棄物がびん、缶、ペットボトル等で、本事業により発生する事業系廃棄物の排出量は約12,800t/年であり、この内、生ごみ約2,000t/年は計画地内のバイオガス利用設備において、バイオガスとして資源化することから、計画地外への排出量は削減され、約10,800t/年と予測する。また、再資源化量は約7,100t/年(再資源化率約65%)と予測する。事業系廃棄物については、関係法令等を遵守し、廃棄物の発生抑制をテナント関係者等へ働きかけるとともに、発生した廃棄物は施設内にて分別収集・回収を行い、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業の許可を受けた処理業者により搬出し、適正に処理・処分することから、評価の指標とした関係法令に定められている事業者の責務を果たすものと考えられる。</p>

●東京都告示第千五百八十八号

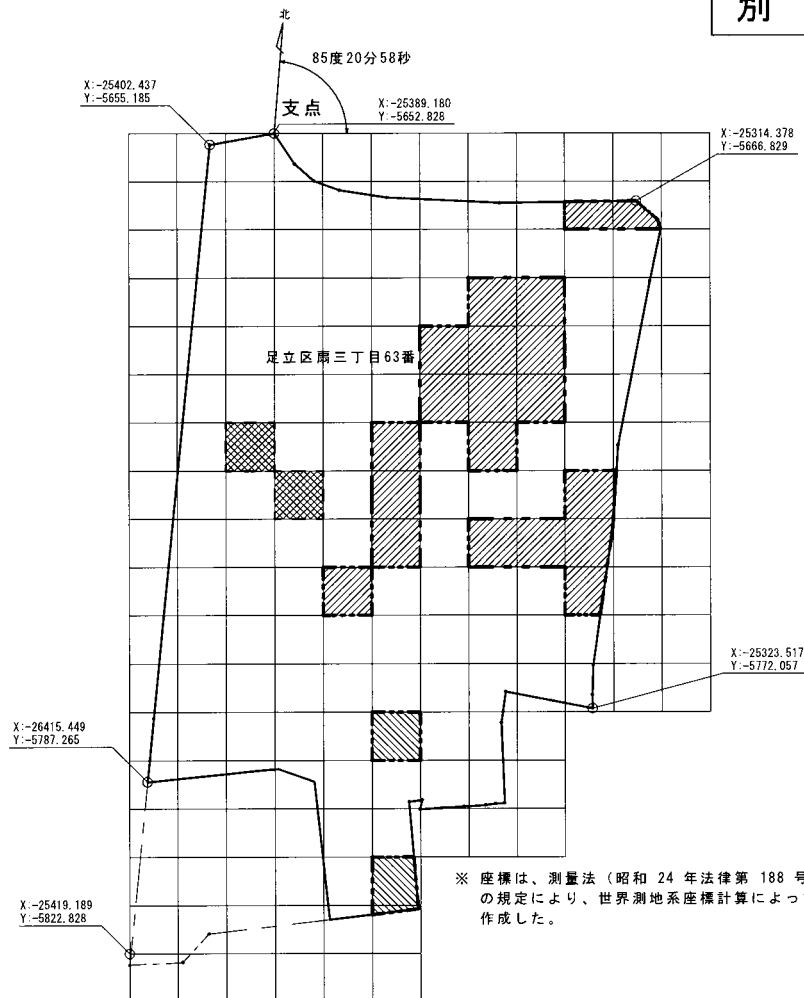
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一号第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千四百四十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区扇三丁目 地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



※ 座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

**【支点】**  
 支点は、足立区扇三丁目63番の最北端とする。

**【格子の回転角度：85度20分58秒】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】**
- : 単位区画
  - : 敷地境界
  - : 筆境界
  - ▨: 指定を解除する区域
  - ▩: 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第211号で指定した区域)
  - ▧: 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第846号で指定した区域)

●東京都告示第千五百八十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千七百七十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十一日

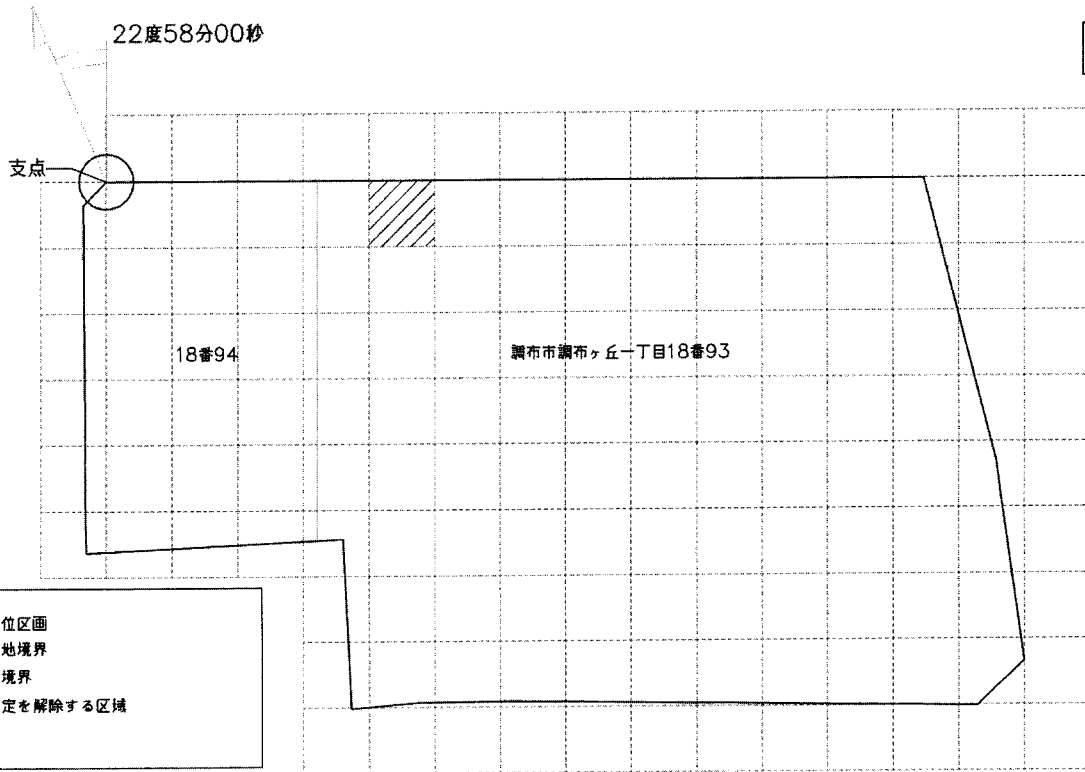
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(調布市調布ヶ丘一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



〈凡例〉

- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界
- //// 指定を解除する区域

〈格子の回転角度 22度58分00秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

〈支点〉

支点は、調布市調布ヶ丘一丁目18番94の最北端とする。

●東京都告示第千五百九十号

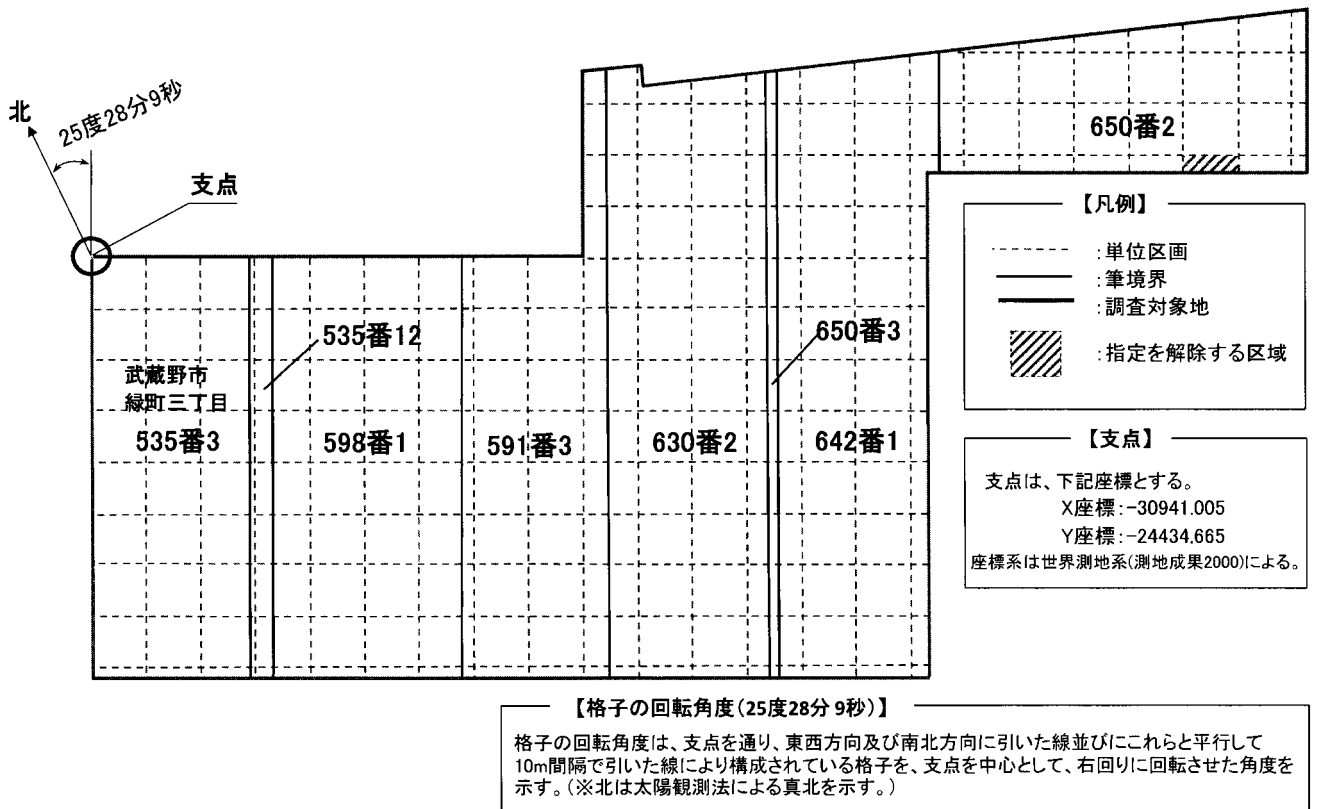
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一  
第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千三十九号  
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第  
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
のとおり告示する。

平成三十年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(武蔵野市緑町三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図





●東京都告示第千五百九十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年東京都告示第千四十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十一日

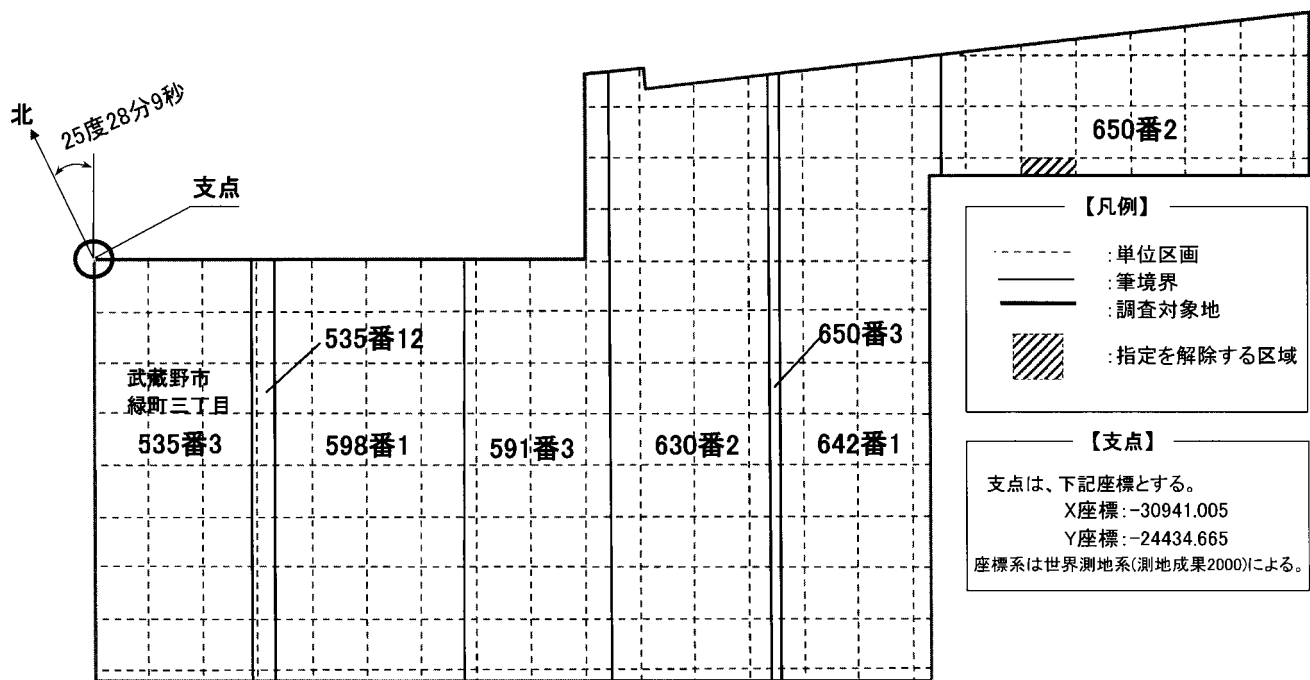
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（武蔵野市緑町三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【格子の回転角度(25度28分9秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。(※北は太陽観測法による真北を示す。)

●東京都告示第千五百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の  
二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除す  
る予定であるので告示する。

平成三十年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 解除を予定する保安林の所在場所

大島町元町字みたき堂六四三番(次の図に示す部分に  
限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

砂防施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局  
農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千五百九十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律  
第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整  
備すべき道路を次のように指定する。

平成三十年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

都道環状六号線

二 指定する区間

品川区東品川二丁目三番二十一地先か  
ら同区東品川一丁目二百九十五番二地  
先まで

三 指定の概要

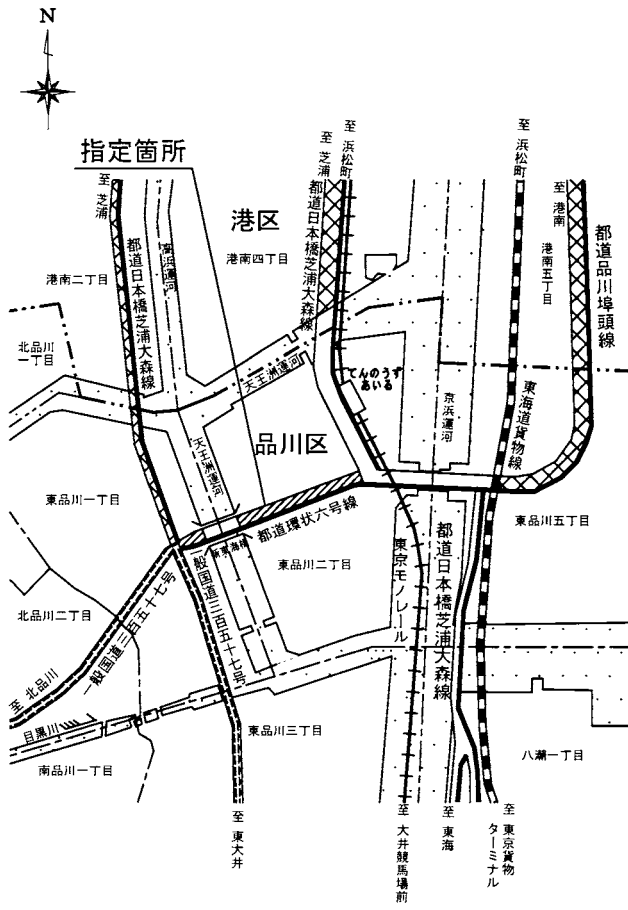
別図表示のとおり

別図

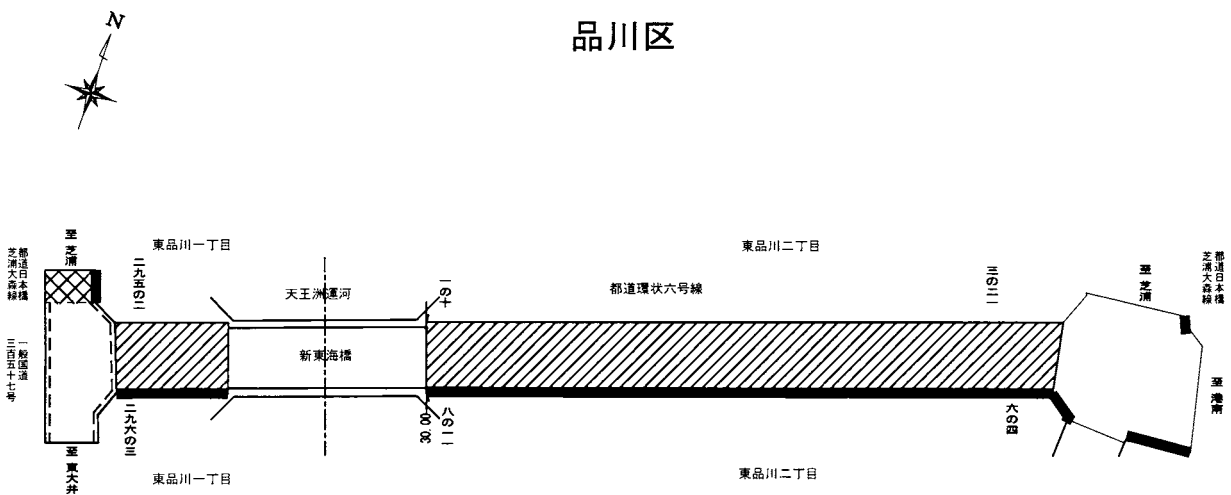
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道環状六号線

品川区東品川二丁目～東品川一丁目

延長 三〇・六四メートル  
 既指定区間  
 (電線共同溝予定名称 環状六号・十三号)



品川区



公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第七十四号）第二条の規定に基づき、平成三十年十一月二十一日表彰された方は、次のとおりである。

平成三十年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

氏 名 住所地

（福祉・医療・衛生功労者）

次の方々は、民生委員・児童委員として社会福祉と保健衛生の向上に尽力され特に優れた業績をあげられました。

佐藤 靖子 江東区

波田野 茂子 大田区

小室 恵美子 世田谷区

山田 憲一郎 中野区

佐藤 千恵子 中野区

榎本 一夫 板橋区

鹿島 芳子 板橋区

齋藤 やす子 板橋区

川合 泰恵 立川市

新井 知子 武蔵野市

内藤 孝雄 国分寺市

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

